

高山市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により令和8年8月30日に高山市長の任期満了による選挙を行うものとし、同条第5項第4号の規定により告示する。

令和8年8月23日

高山市選挙管理委員会
委員長 川 上 実